

平成30年7月2日

大悲山石仏保存活用計画の策定について

南相馬市教育委員会文化財課

1 案件名 大悲山石仏保存活用計画

2 計画の概要

本計画は、貴重な文化財である「大悲山石仏」を後世に守り伝え、地域の魅力をつくる資源として活用することにより、本市の復興と発展に結び付けることを目的とする。

国史跡薬師堂石仏附阿弥陀堂石仏・同観音堂石仏およびその本質的価値と密接に関わる周辺環境について、将来にわたる保護・活用を行うために必要となる以下の内容について、方向性や方針を定めるもの。

- ・ 史跡の保存管理に影響を及ぼす現状変更等の取扱い基準。
- ・ 史跡の価値と密接にかかわる諸要素の保全についての方針や具体的な方法。
- ・ 史跡の価値や魅力を広く伝えて活用していくための方針や方法。
- ・ 史跡の適切な保存管理を行っていくための管理運営体制の方向性と方法。

3 添付書類 大悲山石仏保存活用計画（概要版）

大悲山石仏保存活用計画の概要

南相馬市教育委員会 文化財課

大悲山石仏は本市の貴重な文化財として、地域住民が中心となり、その保護が図られてきました。東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興が地域的な課題となっている今日、貴重な文化財を後世に守り伝え、史跡を地域の魅力をつくる資源として活用していくことが、本計画の目的です。

1. 保存活用計画とは

(1) 保存活用計画とは

史跡の「本質的価値」(＝なにか大切な価値)を確認するとともに、その現状や問題点を整理し、大切な価値を守り伝え、活用していくために、以下の内容について、必要となる考え方(方向性と方針)を示すものです。

- ◆ 史跡の保存管理に影響を及ぼす現状変更等の取扱い基準。
- ◆ 史跡の価値と密接にかかわる諸要素の保全についての方針や具体的な方法。
- ◆ 史跡の価値や魅力を広く伝えて活用していくための方針や方法。
- ◆ 史跡の適切な保存管理を行っていくための管理運営体制の方向性と方法。

(2) 歴史文化基本構想との関係

平成 29 年度に策定された「南相馬市歴史文化基本構想」は、多様な文化財の地域的な関連性を捉えて総合的に保護・活用を行うためのマスタープランです。史跡の保存活用計画は、この歴史文化基本構想の基本方針を踏まえ、その趣旨を具体的に実現するための計画です。

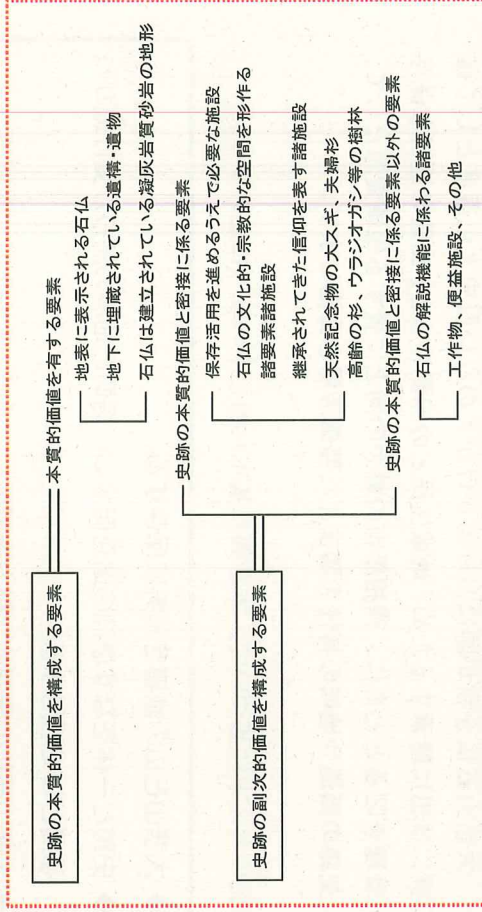
(3) 整備基本計画

史跡の保存活用計画で定めた方針を実現するための具体的方法を明示したアクションプラン。保存・修復復旧・遺構表現等の方法や、地形造成・各種動線・便益施設配置・修景・植栽・サイン等の計画を検討し、計画します。

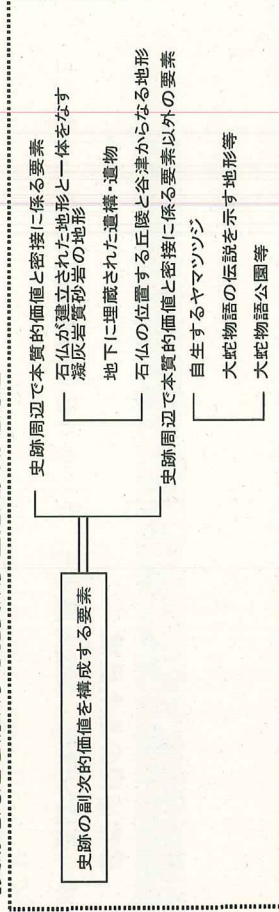
2. 史跡の本質的価値

- ◆ 平安時代前期に遡る磨崖仏の例は全国的にみても希少であり、東北では唯一。
- ◆ 石仏の像容が時代的な特徴を表し、その造形に優れ、規模も大きく、保存状態が良好であること。
- ◆ 造営の後、現代に至るまで信仰の場であり、各時代の信仰のあり方を反映し、仏教の地方的展開を示す遺跡としても重要であること。

【史跡を構成する要素】国指定史跡地内



【史跡地周辺を構成する諸要素】国指定史跡地周辺



3. 史跡をとりまく現状と課題

(1) 保存管理の課題

- ・保存科学的な対策（表層剥離・地形保存・雨水対策・樹木への対策等）。
- ・史跡の範囲を超えて存在する価値の保全。



樹根による剥落



岩の崩落



雨水排水

(2) 活用における課題

- ・住民によるコミュニティ活動は原発事故の影響で中断され、市による単発的なイベントが行われる現状です。地域との協働によるイベント開催など、地域活性化のための活用の方法が課題です。
- ・地域学習（学校教育）・生涯学習・地域交流・観光交流（多言語化含む）などにおいて、史跡の多面的な魅力の活用の推進が必要です。

(3) 整備における課題

- ・保存管理上の課題に技術的に対処するための整備、活用における課題を解決し史跡の公開活用を促進するための整備を計画する必要があります。

(4) 運営・体制における課題

- ・土地所有者である金性寺、大悲山三尊保存会、泉沢行政区、南相馬市教育委員会文化財課の4者の合意形成の下に、各種の取り組みを進めることが必要です。
- ・震災の影響で大悲山三尊保存会の会員が減少していることを考慮し、持続可能な運営や体制のもと、史跡の管理運営のあり方を考えていく必要があります。
- ・市庁内部における保存活用事業の運営に係る情報共有も必要です。

4. 基本方針

(1) 保存活用の基本目標

史跡の価値や現状・課題を踏まえ、その保存活用の基本的な考え方は次のとおりです。

大悲山石仏を我が国におけるかけがえのない歴史文化遺産として確実に後世に継承するため、地域住民との協働のもと、史跡の適切な保存管理を図るとともに、南相馬市の魅力の向上に資する地域資源として、史跡の価値や地域の特性を踏まえた整備活用を目指します。

上記の考え方に基づいて、本計画の基本目標を次の5つに定めます。

- ◆ 大悲山石仏の価値を確実に保存する。
- ◆ 史跡と一体をなす信仰の場を保全し、信仰と地域の誇りが受け継がれる場として活用する。
- ◆ 大悲山石仏の多面的な魅力を活用し、地域の活性化につなげる。
- ◆ 史跡の保存活用により市民活動を促進し、地域づくりの一翼を担う。
- ◆ 大悲山石仏が地域住民のこころの拠り所、復興のシンボルとなるように保存活用を行う。



薬師堂石仏3D画像

(2) 保存活用の基本方針

上記の基本目標を踏まえ、それを達成（実現）するための大綱・基本方針を次のように設定します。

①大綱

- ◆ 史跡の本質的価値と課題を積極的に把握し、適切な保存措置を講じる。
- ◆ 史跡と一体をなす信仰の場としての周辺環境を保存活用の対象とする。
- ◆ 教育や観光交流の資源として、史跡の多面的な魅力が広がる場として活用する。
- ◆ 市民が憩い、学び、未来を考えうる機会と場を創出し、地域づくりの資源とする。
- ◆ 史跡を復興まちづくりの資源として保存活用する。

②基本方針

【保存管理の基本方針】

- ・ 史跡の本質的価値の顕在化と保存上の課題の積極的な把握に取り組みます。
- ・ 地域住民の理解と協力を得て保存管理を行っていきます。
- ・ 史跡の本質的価値の確実な保存のため、法的・行政的・技術的な各種の措置を計画的に講じていきます。
- ・ 史跡と一体をなす周辺環境を、行政・関係団体の連携のもとに保全します。

【活用の基本方針】

- ・ 史跡を独特の仏教文化や伝説を残した地域の特色を表す歴史資源として活用します。
- ・ 日本を代表する磨崖仏として、南相馬市における重要な観光促進、レクリエーションの資源として多面的な魅力を活用します。

- ・ 地域コミュニティの活動を促進・継承する場、市民の文化的活動の場として、地域づくりの資源として活用します。

- ・ 史跡を周辺の自然的・人文的環境の中にある魅力や関連文化財と一体的に活用します。

- ・ 復興のシンボルとして復興まちづくりの資源として活用します。

【整備の基本方針】

- ・ 史跡を確実に保存するため、保存科学的な各種の整備を行います。
- ・ 信仰の場としての社会的意義に配慮した整備を行います。
- ・ 史跡の魅力や地域の歴史を発信し、史跡を周辺の魅力ある環境と一体化させるための整備を行います。
- ・ 地域コミュニティの活動を促進・支援し、地域住民と行政の協働を円滑にするための整備を行います。
- ・ 拝観者や管理者の安全と利便性を確保するため、仏教会館などの整備を行います。

【運営・体制整備の基本方針】

- ・ 地域との連携を軸とした体制を構築します。
- ・ 専門的機関による学術的な指導・助言に基づいて管理運営を行います。
- ・ 周辺環境の保全のための庁内・関係機関・団体の連携を確立します。



地域によるさまざまな活動

5. 保存管理

(1) 保存管理の方向性

史跡の確実な保存のために、史跡の保存に必要な現状を維持するとともに、保存上の課題の把握に努め、さらには史跡と一体となる周辺環境も保全の対象としていく必要があります。何より、地域住民と行政が一体となって保存活用に取り組み体制を維持し発展させていくことが重要です。

- ◆ 史跡の本質的価値と密接に関わる周辺環境も含めた包括的な管理区分を設定し、計画的な保全を図る。
- ◆ 史跡の保存上の課題の把握や保存手法についての研究を積極的に進め、確実な保存を図る。
- ◆ 史跡や周辺地域に潜在する価値の把握を積極的に進め、確実な保存を図る。
- ◆ 地域住民の理解と協力のもと、住民との協働により持続可能な保存管理を行う。

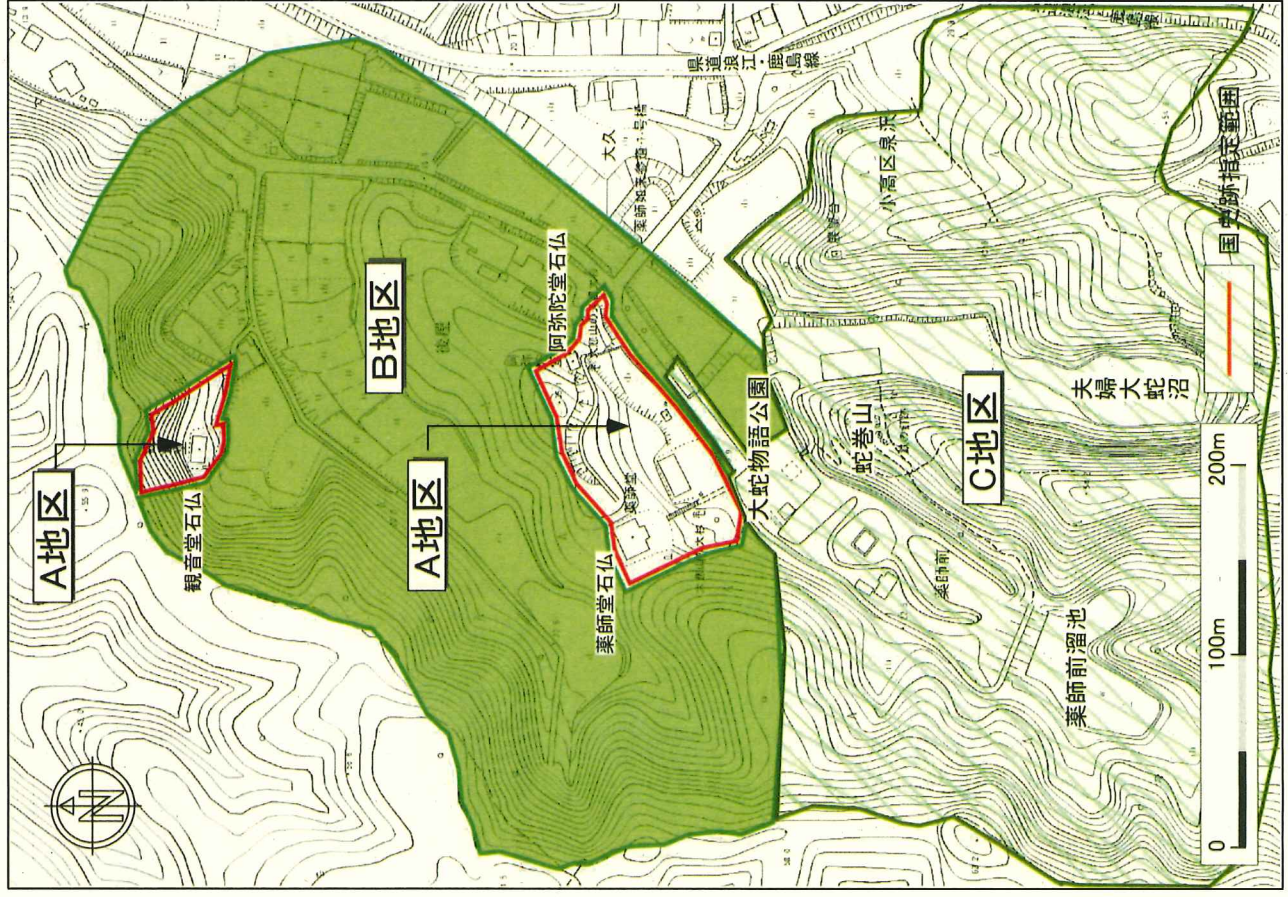
(2) 保存管理の区分設定

史跡は周辺環境と一体となって存在することから、その保存管理を行うにあたっては、史跡指定地だけでなく、その外にあって史跡の本質的価値と重要な結びつきをもつ部分の存在をも視野に入れた地区区分を設定します。

A地区…史跡を構成する要素が所在する国指定史跡範囲。

B地区…周知の埋蔵文化財包蔵地に相当する範囲。

C地区…周知の埋蔵文化財包蔵地外にあり、大蛇をイメージさせる独特の地形をもつ蛇巻山など大蛇物語の伝説にちなむ場所や景観要素が存在する範囲。



(2) 保存管理の方針と手法

史跡の保存管理を確実に行うため、以下の方針と手法を用意します。それには、地域住民の方々のご理解とご協力が不可欠です。

◆地区区分に応じた保存管理方針や構成要素ごとの管理方法を定める。

史跡指定地（A地区）の現状変更の取り扱い基準を定める。埋蔵文化財包蔵地（B地区）には、文化財保護法に基づく保護措置を講じる。また、B地区とC地区は、信仰の場の広がりや一体の丘陵や谷津からなる霊場といえる現況景観の保存のため、一帯の景観形成や公開活用に支障のある行為は、可能な限り避けるように所有者に理解と協力を求める。

◆石仏の保存状態や保存環境の把握と評価を計画的に実施し、適切な保存の措置を講じる。

覆屋内の保存環境のデータを継続的に計測するほか、大悲山石仏の解明や修理、保存のため、史跡や周辺地を含む一帯での調査を実施する。

◆史跡指定地内や埋蔵文化財包蔵地に潜在する価値を積極的に把握し、保護の措置を講じる。

計画的な発掘調査により内容把握を進め、その成果に応じて追加指定や公有化などの保護の措置を講じる。

◆大悲山三尊保存会、地域住民と行政、関係機関との協働・連携により、適切な役割分担のもとで保存管理を行う。

これまで史跡の日常管理を担ってきた大悲山三尊保存会の活動を支援・協働し「仏教会館」等を拠点として日常管理を行うとともに、文化財としての保存管理は文化財保護部局が担い、周辺環境については関係機関との連携体制を構築してその保全に努める。

6. 活用

(1) 活用の方向性

史跡の本質的価値を地域づくりのなかで活かしていくために、活用の方向性と方法を以下のように構想します。

◆地域の特色ある歴史文化を情報発信する、地域教育（学習）の場として活用する。

◆日本を代表する磨崖仏の示す豊かな仏教文化を表現し、観光・レクリエーションの拠点として活用する。

◆地域コミュニティの活動を促進・継承する場として、安心して暮らせる地域づくりのための資源として活用する。

◆信仰の空間や神秘的な伝説が息づく山林のふさと景観を活かし、史跡を周辺の文化的な景観と一体的に活用する。

◆磨崖仏の歴史や保存科学的な手法の研究推進の場として活用する。

◆復興と地域再生のシンボルとして、市民と共同して活用する。

(2) 活用の方法

- ・解説機能の充実化。
 - ・学校教育・生涯学習との連携。
 - ・観光事業との連携。
 - ・史跡の公開活用における市民・関係団体との連携。
 - ・周辺の文化的景観を活かした場づくり。
 - ・史跡の価値を一層高めるための調査研究の推進。
 - ・復興の心の拠りどころとして活用。
- etc.

7. 整備

(1) 整備の方向性

整備は、史跡の保存と活用という本計画の2つの目的を、具体的に実現するための技術的な手法であり、その方向性は以下のように想定します。

- ◆整備は、史跡の保存に関わるものと活用に関わるものに区分し、目的と対象を明確にした上で行う。
- ◆史跡の本質的価値を確実に保存し、地域と行政の協働による円滑な維持管理を行うための整備を行う。
- ◆史跡の魅力や地域の歴史文化を発信する機能を整備する。
- ◆信仰の場としての機能に配慮し、周辺の文化的景観と一体的な活用ができるような整備を行う。
- ◆史跡が地域づくりの核となるような機能の整備を行う。

(2) 整備の方法

上記の方向性を踏まえ、以下のような方法を想定します。その具体的方法は「整備基本計画」で検討し、計画します。

①保存に関わる整備

・覆屋の保存機能の改善、雨水排水など周辺環境のコントロール、維持管理の簡劣化。

②活用に関わる整備

・石仏の拝観に適した設備の整備、分かりやすい解説機能の設置、周辺の文化的景観へ導く動線の整備、地域コミュニティの活動の場としての仏教会館の再整備。

8. 運営・体制の整備

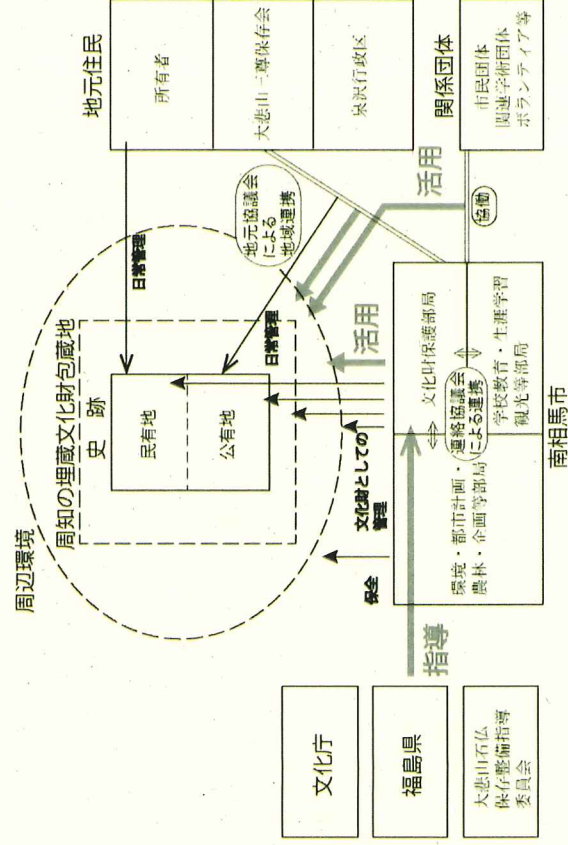
(1) 運営・体制の整備の方向性

これまで、大悲山石仏の保存活用に関わった人々の活動の成果を踏まえ、それを維持・発展させ、協働の輪を広げていくため、以下の方向を目指します。

- ◆金性寺・大悲山三尊保存会・泉沢行政区と南相馬市の地域連携を軸とした管理運営体制の構築。
- ◆専門的機関による指導助言の下での保存管理の推進。
- ◆関連部局と文化財保護部局の緊密な連携構築と適切な役割分担。
- ◆史跡の管理運営・公開活用への市民や関係団体の参画の促進。

(2) 運営・体制の整備の方法

目指すべき管理運営・体制のイメージ



9. 施策の実施計画の策定・実施

(1) 実施すべき施策の方向性

本計画の目的を達成するために必要な施策を進めるうえでの考え方を、以下のよう

- ◆実施すべき施策は、その目的や性質に応じ、「保存事業」・「活用事業」・「整備事業」に区分して、項目を定める。
- ◆施策の実施時期は、緊急的・即応的に実施すべきものを短期、より具体的な整備基本計画等の策定のうえで行うべきものを中・長期に区分して定める。

(2) 実施計画の整理

事業計画	短期計画	中期計画	長期計画
調査研究	・環境測定調査の実施。 ・内容確認のための発掘調査の実施。	・整備工事に伴う事前の発掘調査の実施。	・保存活用計画の実施。
保存管理	・整備基本計画の策定。	・実施計画及び実施設計の作成	・保存活用計画の見直し
追加指定	・史跡等の価値や保存活用計画の周知。 ・保存管理の取扱い基準に従った協議、調整、確認調査、許認可事務。 ・保存状態のモニタリング、設備の保守点検等。		
活用	◆既存施設を生かした即応的にできる活用 ・地域学習の場として活用 ・観光・レクリエーション・地域コミュニティの場として継続的に活用 ・復興への思いを表す情報発信 ・観光資源として活用	◆新たな整備事業を実施しての活用 ・同左 ・文化財説明会 ・保存技術の研究会 ・地元NPO、NGO、商工観光との連携したイベント他	◆保存活用計画を見直したうえでの活用 ・同左 ・交流拠点等を中核とした周辺文化財等や諸施設との連携強化による活用

10. 経過観察

史跡の保存活用を将来にわたり継続的に進めていくため、本計画に基づいて実施した各種事業の達成状況や効果・課題について、適切な時期に見直し、史跡の保存活用の理念に立ち返って必要な修正・改善を図っていきます。

